

国立大学法人滋賀医科大学の契約に係る取引停止等の取扱要領

平成 19 年 11 月 1 日制定

平成 22 年 3 月 9 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）が行う建設工事（設計・コンサルティング業務を含む。）、売買、貸借、請負その他の契約（以下「契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定める。

(定義)

第 2 条 この要領において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止の措置をいう。

2 この要領において「他の公共機関」とは、国、地方公共団体、文部科学省が所管する独立行政法人及び大学共同利用機関法人又は国立大学法人をいう。

3 この要領において「業者」とは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 1 項に規定する事業者であつて、国立大学法人滋賀医科大学契約事務取扱規則第 6 条第 1 項により一般競争参加者の資格を得た者、同規則第 32 条により指名競争参加者の資格を得た者又はその他の者をいう。

(対象)

第 3 条 学長は、業者が別表第 1 及び別表第 2 の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号及びこの要領の定めるところにより期間を定め、契約に係る業者の取引停止を行うものとする。ただし、本学の事業遂行上、当該業者からでなければ給付を受けることができない場合又は人の生命に重大な結果を及ぼす等特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

2 取引停止の対象とする事案は、次のいずれかに該当する事案とする。

(1) 本学が発注する契約に係る業者が別表各号の措置要件に該当することとなる場合

(2) 他の公共機関からの情報及び主要報道機関の報道により知り得た業者が別表各号の措置要件に該当することとなり、かつ、本学が発注する契約の相手方となる可能性を有する場合

3 別表各号の措置要件に該当する事案で、当該措置要件ごとに規定する期間の長期を経過した後に知り得たときは、取引停止措置を行わないものとする。ただし、当該事案が極めて悪質で、取引停止を行う必要があると認めた場合は、この限りでない。

(下請負人に関する措置)

第 4 条 前条の規定により取引停止を行う場合において、当該取引停止について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該取引停止をされる業者の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。

(共同企業体に関する措置)

第 5 条 第 3 条の規定により共同企業体について取引停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該取引停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。

2 前二条又は前項の規定による取引停止に係る業者を構成員に含む共同企業体について、当該取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を行うものとする。

(期間の特例)

第6条 業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期のそれぞれの最も長いものをもって、取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における取引停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の取引停止の期間が1か月に満たないときは1.5倍）の期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（取引停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第5号までの措置要件に係る取引停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第5号までの措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

3 業者について、情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各号及び前二項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。

4 業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができるものとする。

5 取引停止の期間中の業者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由若しくは極めて重大な結果を生じさせたことが明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。

6 取引停止の期間中の業者について、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。

(業者への通知)

第7条 第3条又は第4条若しくは第5条の規定により取引停止を行い、前条第5項の規定により取引停止の期間を変更し、又は前条第6項の規定により取引停止を解除したときは、当該業者に対し速やかにそれぞれ別紙様式1、別紙様式2又は別紙様式3により通知するものとする。

(指名等の取消し)

第8条 取引停止された業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合であっても、指名等を取消すものとする。

(下請負人の禁止)

第9条 取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る全部又は一部の下請負人となることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請負人となっている場合は、この限りでない。

(工事完成保証人等の禁止)

第10条 取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る全部又は一部の工事完成保証人又は履行保証人（以下「工事完成保証人等」という。）となることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引

停止の期間の開始前に工事完成保証人等となっている場合は、この限りでない。

(警告又は注意の喚起)

第11条 取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、取引停止に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月9日から施行し、平成22年1月1日から適用する。

別表第1（第3条、第6条関係）

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>1 虚偽記載</p> <p>本学発注の契約に係る一般競争、指名競争又は随意契約において、必要として求めた調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>2 過失による粗雑な契約の履行</p> <p>イ 本学発注の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）</p> <p>ロ 他の公共機関における契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>3 契約違反</p> <p>第2に掲げる場合のほか、本学発注の契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>4 安全管理装置の不適切により生じた公衆損害事故</p> <p>イ 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の装置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>ロ 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の装置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>5 安全管理装置の不適切により生じた履行関係者事故</p> <p>イ 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の装置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>ロ 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の装置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p> <p>2週間以上2か月以内</p>
<p>6 落札決定後の契約辞退</p> <p>本学発注の契約に係る一般競争、指名競争において、落札の決定後に契約締結を辞退したとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>7 その他</p> <p>前各号に準ずる行為等により、本学発注の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 前各号に準じて学長が定める期間</p>

別表第2（第3条、第6条関係）

贈賄，不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>1 贈賄（本学の役員又は職員に対するもの）</p> <p>次のイ，ロ又はハに掲げる者が本学の役員又は職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で，イに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者。（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p>
<p>2 贈賄（他の公共機関の職員に対するもの）</p> <p>次のイ，ロ又はハに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>3 独占禁止法違反行為</p> <p>次のイ又はロに掲げる契約に関し，独占禁止法第3条又は第8条第1号若しくは第19条に違反し，公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受け，当該命令又は審決が確定したとき，又は同法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。</p> <p>イ 本学発注の契約</p> <p>ロ 他の公共機関発注の契約</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上9か月以内</p>
<p>4 競売入札妨害又は談合（本学発注の契約）</p> <p>本学発注の契約に関し，次のイ又はロに掲げる者が「刑法」（明治40年法律第45号）第96条の3による競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上12か月以内</p>
<p>5 競売入札妨害又は談合（他の公共機関発注の契約）</p> <p>他の公共機関発注の契約に関し，次のイ又はロに掲げる者が第4の競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p>

<p>ロ 一般役員等又は使用人</p>	<p>2か月以上12か月以内</p>
<p>6 不正又は不誠実な行為 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>7 その他 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>

別紙様式1（第7条関係）

平成 年 月 日

〇 〇 〇 〇 殿

国立大学法人滋賀医科大学

学長 〇 〇 〇 〇 印

取 引 停 止 通 知 書

この度、本学が発注する契約に関し、下記のとおり貴社との取引を停止するので通知します。

記

1 取引停止の期間

（自）平成 年 月 日

（至）平成 年 月 日

2 取引停止の理由

平成 年 月 日

〇 〇 〇 〇 殿

国立大学法人滋賀医科大学

学長 〇 〇 〇 〇 印

取 引 停 止 期 間 変 更 通 知 書

すでに、平成 年 月 日付け通知をもって貴社との取引を停止したところですが、この度、下記のとおり当該取引停止の期間を変更しますので通知します。

記

1 取引停止の期間 変更後（変更前）

（自）平成 年 月 日 （平成 年 月 日）

（至）平成 年 月 日 （平成 年 月 日）

2 取引停止期間変更の理由

平成 年 月 日

〇 〇 〇 〇 殿

国立大学法人滋賀医科大学

学長 〇 〇 〇 〇 印

取 引 停 止 解 除 通 知 書

すでに、平成 年 月 日付け通知をもって貴社との取引を停止したところですが、この度、下記のとおり当該取引停止を解除するので通知します。

記

1 取引停止を解除する日

平成 年 月 日

2 取引停止を解除する理由